

平成27年度

# 法制問題に関する調査報告書

佐賀県公立学校教頭会 法制部

## はじめに

平成27年度も、各地区から多くの法制問題に関する資料を提出していただきました。寄せられた問題を、過去の法制資料、教育必携、教職員の服務要覧等を参考に研究を重ね、法制問題として回答に至ることができた21件について提示しております。提出いただいたすべての事例にお答えすることはできませんでしたが、今後類似の事例に対応するときの参考にしたり、各地区での研修会に活用したりしていただければ幸いです。

なお、本冊子の回答については原則的な取り扱いです。したがって、実際の事例に対応する場合は、個々の事情を考慮し関係法令等に照らし合わせて、適切に処理することに留意してください。

平成27年度 佐賀県公立学校教頭会法制部

## 平成27年度 法制部員

部長	多久島文樹	小城市立三日月中学校
副部長	西川 哲也	鳥栖市立弥生が丘小学校
部員	吉田 寿之	吉野ヶ里町立東脊振中学校
部員	西村 清美	武雄市立東川登小学校

### 【設問1】勤務時間の割り振り変更について

授業時数確保のために、歯科検診や内科検診等の保健行事を昼休み時間（職員の休憩時間）に実施することは可能か。また、勤務時間の割り振りは可能か。

#### ◎ 回答

まず、児童生徒の側から、児童生徒にとっての休憩時間（昼休み）に健康診断を行うことについて述べると、学校保健安全法に定められた児童生徒の健康診断は、学校における保健管理の中核であり、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに学校における健康教育を充実するうえで重要な役割を果たしている。また、学習指導要領解説特別活動編において、健康安全・保健体育行事として例示されており、教育活動として実施される一面も持っている。

さらに、学習指導要領授業等の取扱いで、休憩時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとされており、これらのことを考慮しながら、学校は計画的かつ適切に健康診断の時間を確保する必要がある。学校医の都合等やむを得ない事情がある場合に、昼休みに実施することを妨げるものではない。

次に、職員の側から述べると、職員の勤務時間制度の観点からは、勤務時間の割り振りにより通常割り振られているであろう「学校（児童生徒）の昼休みの時間＝職員の休憩時間」を変更することは可能である。このことは、「職員を休憩時間に働かせることができる（時間外勤務を命ずる）」という趣旨ではなく、休憩時間の位置を通常から変更するということであり、休憩時間自体は設ける必要がある（この場合、学校（児童生徒）の休み時間≠職員の休憩時間という状況になる。）ことに留意すること。また、職員の休憩時間は、20分と25分などに分割して与えることも可能であるが、自由に利用させること、職員一斉に与えること（交代制で休憩時間を取得する許可を得た場合を除く）、勤務時間の途中に置くことの要件を満たすものでなければならない。

### 【設問2】個人情報保護と守秘義務について

未成年が顔やナンバープレートが分からないようにして、無免許で自動二輪車を暴走運転している。爆音を轟かせ、深夜でも徒党を組んで走り回っている。このことを地域住民から聞いた当時の中学校担任は、管理職と相談して警察に通報した。大きな事故やケガを発生することもなく、平穏な生活を迎えることができた。しかし、通報したことが保護者に分かり、「公務員なのになぜ、通報したのか。生徒の個人情報等を勝手に知らせて良いのか。」と詰め寄られた。学校としての対応は正しかったのか。

#### ◎ 回答

個人情報の保護については「個人情報の保護に関する法律」等において、原則として利用目的以外の目的のために、当該機関が保有する個人情報を利用又は提供することが禁止されている。しかし、児童生徒の健全育成という行政目的を達成する観点から、必要な範囲で情報交換を行い、相互の認識の共通化を図ることについては、「行政機関の

保有する個人情報の保護に関する法律（第8条第2項第3号及び第4号）」や「個人情報の保護に関する法律（第23条第1項第3号）」等により、目的外提供の原則禁止の例外として認められると考えられる。公立学校については、個人情報保護法が直接適用されるのではなく、各地方公共団体の個人情報保護条例等が適用される（個人情報保護法が直接適用されるのは私立学校の場合）ため、各地方公共団体における情報公開・個人情報保護の主管部局と緊密な連携をとりつつ共通認識を持つておく必要がある。

また、公務員については、国家公務員法や地方公務員法で職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされているが、法律上秘密保持義務がある者の中での情報共有については、目的を達成するために必要であれば、情報を共有することをもって直ちに法律上の秘密漏示に該当し、守秘義務違反に問われることはないと考えられる。

ただし、このことについては、警察機関から法令に基づき、また行政機関等からの要請がなされた場合での事であり、かつ、個人情報の保護に関する法律等の関係条文には「本人の同意を得ることが困難であるとき」とのただし書きがなされていることから、自らの判断で情報を提供することについては慎重になるべきと考える。

なお、告発に関しては、公務員については特別の規定が刑事訴訟法239条第2項にあり、公務員はその権限を行使し、職務遂行中に犯罪の事実があることを知ったときは、これを告発する義務を負っているが、いかなる場合にもすべて告発しなければならないものではないと解されている。教師が生徒の犯罪を告発するかどうかは当然教育的配慮に基づく裁量があり、警察への告発の前に、まずは教育的な配慮に基づく指導を十分すべきである。

### 【設問3】情報管理について

様々な情報を抱える学校として、どうしても煩雑になりがちな情報管理について再確認し、情報漏えい等がない様に取り組んでいきたい。

#### ◎ 回答

文部科学省は、平成18年4月に「学校における個人情報の持ち出し等による漏洩等の防止について」、同年9月に「情報漏えい防止の徹底について」を発出し、個人情報の漏洩等の防止について適切に対応するよう促すとともに、文部科学省のホームページにおいて関連情報を提供している。

これらの通知では、学校における個人情報漏洩等の防止のために、①個人情報等の持ち出し、②学校外で利用するパソコンのセキュリティ、③ファイル交換ソフト（Winny等）への対策を示している。

例えば、成績処理などの理由で個人情報を校外へ持ち出す際は、それが真にやむを得ない状況なのかを確認するとともに、あらかじめ地方公共団体や学校において定めたルールに沿っているかを判断することが求められる。また、持ち出しが認められていない情報が含まれていないか、記憶媒体などにコピーされて外部に持ち出された個人情報や機密情報等を管理できるか、自宅等で利用するパソコン等にセキュリティ対策が講じられているかや、持ち出すファイルが簡単に第三者に開けられないようにパスワードの設定

等の対策がなされているかなどを確認する必要がある。

個人情報漏洩は、教職員の認識不足から発生することが多い。よって職員一人一人に十分にその危険性について周知を図っていく必要がある。

また、個人情報のメールによる送信や私物のパソコン、USBメモリ等の情報メディアを学校に持ち込んだり、学校のネットワークに接続したりすることも情報セキュリティの観点から問題がある。これらの行為が行われないように、あらかじめルールを定め、周知をすることが必要である。

※ 関係法令（地方公務員法第33条・第34条、個人情報の保護に関する法律、各市町において制定されている個人情報保護条例、「佐賀県個人情報保護の基本方針（プライバシーポリシー）」「佐賀県情報セキュリティ基本方針」「学校における個人情報保護ガイドライン」等に準じた情報セキュリティ確保のための具体的な取組等）

#### 【設問4】緊急連絡網の作成・配布について

緊急連絡網の作成・配布は個人情報保護法に抵触するのか。最近では、過剰反応ではないかという声も聞かれるようになってきたが、緊急連絡網を作成・配布する場合、どのような配慮(条件)が最低限必要なのか。

#### ◎ 回答

公立学校については、個人情報保護法が直接適用されるのではなく、各地方公共団体の個人情報保護条例等が適用される。

名簿等作成のために個人情報を取り扱う場合は、あらかじめその利用目的を説明し、本人、保護者の同意を得るとともに、その配布については、特定された利用目的の達成に必要な範囲内にする必要がある。

利用目的を知らせるための方法としては、口頭、書面、電子メール等で個別に伝達する「通知」、学校の掲示板やホームページに継続して掲示する「公表」など、容易に知り得る状態におくことが想定される。

緊急連絡網の場合は、個人情報を共有することが利用目的となる。個人情報を取得する前に、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法、④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているときは、例外的に本人の同意なく第三者に提供できる。

提供を拒否した者の個人情報については、利用できないこととなる。この場合、同意を得られた者の範囲で作成・配布するなどの適切な対処が必要になる。

なお、各家庭へ配布する際の配慮としては、印刷は必要部数に限り、他への譲渡を禁ずるとともに、使用目的を終えた後は、学校へ返却するか、各自で速やかに破棄するなどの対応を取る必要がある。

### 【設問5】土曜授業について

土曜日等の開校により、学校現場では授業時数の確保に一定の成果が出ているが、部活動の各種大会等と重なり、結果的に土曜日の授業に参加できない生徒が出ている。学校では試合に参加する生徒は出席扱いにし、引率教師は4号業務で処理する（四振なし）対応をとっているが、生徒の学習権を考えると本来の教育の目的を達成できない部分があるのではないかと危惧する。

#### ◎ 回答

学校教育法施行規則第61条（第79条準用規定）「公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。」と規定されていることから、教育委員会が認めた学校行事として土曜日の開校を行うことは法的に問題がない。各学校は、法令改正の趣旨を踏まえ、単に授業日の数を増やすという考えではなく、土曜日の授業を児童生徒にとって充実した学習機会となるよう捉え、むしろ学校五日制の理念を補強するといった観点から教育計画を立てるべきである。

土曜授業日の部活動への参加については、現在各学校レベルで、保護者引率で顧問は授業を行い、その後大会に臨んだり、大会の規模や主催により、大会に出場させる場合とそうでない場合を選択したりしているが、今後は、地方公共団体レベルで土曜開校日を揃え、大会等を設定しないなどの取り組みも必要となるだろう。

また、土曜開校日に部活動の大会へ参加した場合、出席とするのか、欠席とするのかについても市町によって異なるケースが出てくることが考えられるので、ある一定の基準を定めることが望まれる。

いずれにしても、児童生徒に土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つであるとの土曜授業の趣旨を十分理解し、児童生徒の発達段階を踏まえ、土曜日に授業を実施することの利点を生かした取組が行われる必要がある。

### 【設問6】土曜授業実施について

土曜授業として、宿泊行事を金曜日、土曜日で計画してもよいか。

#### ◎ 回答

このような日程の宿泊行事の実施は可能である。

泊を伴う学校行事に係る勤務時間の割振り変更について、校長は、宿泊行事の運営上必要があると認める場合は、特定の日に7時間45分を超えて、また、特定の週に38時間45分を超えて勤務時間を割り振ることができる。そして、1泊2日の日程の場合は宿泊行事の期間中を通して4時間の上限で割り振ることができる（教育職員の勤務時間の割振り等に関する要綱第4（4））。

設問の場合、金曜日に7時間45分を超えてプラス4時間の勤務時間を割り振ることができ、週休日である土曜日には週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う

こととなる。

なお、泊を伴う学校行事に係る勤務時間の割振り変更の対象となる学校行事は、学習指導要領の特別活動編に規定されている学校行事として行う旅行・集团的宿泊行事が対象となる（教職員の服務要覧P292）ことに留意すること。

#### 【設問7】土曜授業実施に伴う事務職員等の服務について

土曜授業の日の事務職員等の服務についてどのように処理すべきか。

##### ◎ 回答

事務職員等の週休日の振替は、原則として同一週内に行わなければならない。ただし、明らかに学校行事等に影響があり、かつ、本人も円滑な業務が行えない場合に限り、前4週間から後8週間のなかで振替を行う。

なお、週休日の振替等勤務時間の割り振りは、職員個人々人に対して行うものであり、土曜授業の日に学校の全職員一律に行わなければならないものではない（必要に応じ特定の職員に対し、他の職員と異なる割り振りを行うことも差し支えない。）。

#### 【設問8】業務に関わる補償について

市職の方が除草作業をしておられる時に、石が飛んで職員の車のガラスを割ってしまった。この場合の修理等の対応はどうすればいいか。

##### ◎ 回答

除草作業が業務として規定されている場合、当該市が修理費用を負担する。

#### 【設問9】出張用務に伴う前泊、後泊について

県外へ出張する場合に前日泊、後日泊の要件はどのように規定されているか。

##### ◎ 回答

出張用務の場所、開始時刻および終了時刻による。

規定の詳細については、「佐賀県旅費便覧」（平成27年6月25日付け教委教第882号）内の「出張の際の前泊及び後泊の判断について（通知）」を参照すること。

#### 【設問10】職免となる要件について

「学校保健会」が勤務時間外（例：17:30～20:00）に開催される場合の服務の取り扱いはどのように処理したらよいか。

◎ 回答

「学校保健会」は、各学校で行われている学校保健委員会のことと思われるが、学校の運営に関することであれば、むしろ職務そのものであるもので、可能な限り勤務時間中に行い、職免とする必要はないものとする。また、市町立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）の職免については、市町の職免条例・規程等による。

なお、勤務時間外においては職務専念義務は課されていないため、職免の成立する余地はない。

【設問 1 1】体罰・いじめについて

「体罰・いじめアンケート調査」（一昨年度から県教委の通知を受けて、児童生徒及び教職員、保護者を対象に実施しているもの）について、アンケート調査の対象である保護者から、調査結果について一部だけでも知らせて欲しい旨の要望があった場合、開示すべきか。

◎ 回答

「体罰・いじめアンケート調査」の結果等、個人情報に係る内容について開示の求めがあった場合、公立の学校については設置者である地方公共団体が定めている個人情報保護条例等の規定に基づき対応することになることから、設置者である市町等の教育委員会の指導に基づき対応することが望ましい。

なお、アンケート調査等を実施する際には、調査対象者に対して、記載内容が開示請求の対象となり得ることを事前に説明しておく必要がある。

鹿児島中 2 自殺 いじめアンケート開示訴訟結審 12 月に判決

【設問 1 2】宿泊行事に係る勤務時間の変更について

1泊2日の宿泊行事において児童を引率する業務で、宿泊後の2日目朝に勤務校に戻り学校で勤務をした場合は、当該宿泊行事を含む連続した4週間の期間に4時間の勤務を要しない日を割り振ることができるか。また、2日目は年次休暇を取得した場合はどうか。

◎ 回答

教育職員の勤務時間の割り振り等に関する要綱第4（4）①に、「校長は、宿泊行事の運営上必要があると認める場合は、特定の日に7時間45分を超えて勤務時間を割り振ることができる。その時間は、宿泊行事の日程が1泊2日の場合は、宿泊行事の期間中を通して4時間、2泊3日以上の場合は8時間を上限とする。」と規定されている。

2日目に学校の業務に戻って勤務又は年次休暇を取得したとしても、1日目に泊を伴う4時間の超過勤務を行うため宿泊し、夕食や入浴の際の生徒指導、生徒が就寝するまでの見回り、スタッフ会議等の用務に従事したことにかわりはないため、4時間の勤務を



要しない日を割り振ることができる。

なお、宿泊行事の引率のために11時間45分の勤務時間を割り振った日（設問でいえば1日目）に1日の年次休暇を取得する場合は、勤務時間の割り振り変更を取り消し、その上で年休となる。すでに勤務時間の割り振りをやめる日を設定し、その日の勤務が終了している場合には、その勤務しなかった時間は年休となる（教職員の服務要覧P293）。

### 【設問 1 3】年次休暇について

職員が10時から14時15分まで年次休暇を請求した場合、6時間を超えて勤務をしていないが、45分の休憩時間を減じて、3時間30分の年次休暇を与えてもよいか。

#### ◎ 回答

前提として、10時から14時15分の間に45分の職員の休憩時間が設けられている学校であるとして回答すると、休憩時間は年次休暇の取得の対象とはならない。また、年次休暇を申請した時間帯に休憩時間が含まれていれば、当該休憩時間を取得したものと取り扱って差し支えない。

したがって、当該時間を休むにあたっては、休憩時間を除いた3時間30分の年次休暇を付与すれば足りるものである。

### 【設問 1 4】宿泊行事に係る勤務時間の変更について

四宿等の割り振りを行う際、多数の引率者が同じ日に希望した場合、または学校行事のある日を希望した場合、割り振ってもよいか。

#### ◎ 回答

教育職員の勤務時間の割り振り等に関する要綱第4の1（4）①には、宿泊行事に係る勤務時間の割り振りは、校長が行うこととされている。したがって、校務の運営上支障が出るような割り振りは考えられない。

### 【設問 1 5】公簿のデジタル化について

学校現場でデジタル化が進む中、公務日誌や指導要録、健康診断票などの公簿がほとんどの地域でデジタルデータ化されている。これらのデータ化は、法的にどこまで許されるか。データと紙媒体では、どちらが正式な文書として扱われるのか。

#### ◎ 回答

文部科学省は、校務の情報化について、「教職員等学校関係者が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教育が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである」として情報

化を推進している。

また、法令に基づく指導要録（公簿）についても、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行う（電子化する）ことは、現行の制度上も可能としている。

なお、正式文書として保存する方法については、電子化により作成した文書をプリントアウトしたものに公印を押印し原本とすることが一般的と考えるが、文書の真正性の確保や適正な手続きの担保など、従来の押印に相当する機能を担保したうえ、押印そのものの省略を図ることも考えられていることから、その取扱いの詳細については、電子データの適正な管理と併せ、文部科学省が作成している「指導要録等の電子化に関する参考資料」を参照されたい。

いずれにしても、文部科学省が作成する資料等を参照し、設置者の責任及び判断による指導に基づき適切に行われるべきものである。

### 【設問 16】 指導要録について

家庭の事情で、入学したことを公にできなかったため、もしくは、児童相談所などにいたため、入学当初の指導要録がない児童生徒の場合、前籍校の指導要録はどのようにすればよいか。

#### ◎ 回答

指導要録については、学校教育法施行規則第 24 条第 1 項で、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。」とある。また、同第 3 項には、「校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。」とある。

このことから、前籍校において当該児童生徒の指導要録を作成し、転学先の学校長に送付する必要がある。

諸事情により当該児童生徒が在籍していることを公にしない場合もあるが、指導要録は必ず作成しなければならない。

なお、その際の指導要録の取扱いについては、慎重な対応が必要である。

### 【設問 17】 勤務時間の割振りについて

中体連で、週休日に地区大会があるが、部活顧問や役員ではないため、教頭は特に業務はなかった。また、会場校でもなく、生徒の出入りはない。この日の勤務について、校長から教頭に各部活の試合結果等をまとめる連絡などの係として、校内に残るように指示された。

この場合、校長は勤務を命じることができるか。また、できる場合には、職務内容を何にするとよいか。

## ◎ 回答

校長は、校務運営上週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更（以下「振替等」）を行うことができ、教頭等の教育職員の場合、

①週休日に勤務することが通常の業務の延長ではないこと

②週休日に勤務することとなる時間が4時間又は7時間45分であること

のいずれも満たす業務について、振替等を行うことができる（教育職員の勤務時間の割振り等に関する要綱第5の3）。

振替等は、その日に特に勤務を命ずる必要がある日に行うものであり、その必要性については校長の判断によることとなる。設問の内容の勤務を命ずることも否定されるものではない。

「職務内容を何にするとよいか」は、「週休日の振替簿」の「勤務の内容」欄のことを指していると思われるが、命じられて行った勤務の概要をそのまま記載すればよい。

### 【設問18】個人情報保護について

学級だより、学校だより、ホームページなど、氏名、写真の掲載について許可を確認する文書を毎年、保護者へ配付し確認するようにしている。提出していない保護者に対しては、確認する前に学級だよりなどで学級の児童生徒の紹介をすることがある。（DVなど特別な場合は早めに確認しているが。）

年度初めの学級だよりなどで氏名を一覧にすることはよいのだろうか。保護者からの苦情が出た場合、このときの取扱いはどうなるのか。

## ◎ 回答

公立学校については、個人情報保護法が直接適用されるのではなく、各地方公共団体の個人情報保護条例等が適用されるが、個人情報保護法の理念等を踏まえた適切な対応が期待される。

学校からの各種だより、学校ホームページ、メディアにおける氏名や写真の掲載については、掲載の趣旨を説明し、適正な手続きにより保護者の了解を得たうえで行わなければならない（【設問4】の回答と同旨）。また、写真について付言しておく、学校行事で撮影された児童生徒の顔や姿の写真（名前を特定できる処理をしていないもの）は、個人情報保護の問題とは別に、プライバシー権としての肖像権との関係が生じてくる。したがって、写真の撮影・公表等についても、その目的・方法を明らかにしたうえで、事前に承諾を得ておく必要がある。

なお、保護者の苦情等により情報の提供が拒否された場合は、対外的な名簿等への氏名の掲載はできないこととなる。

### 【設問19】学校施設開放について

本校では夏季休業中に子どもたちにプール開放をしているが、主催は小学校PTAで行っている。

雨天時のプール開放の判断は誰が行うべきか。また、事故などについての責任の所在はどこにあるか。

#### ◎ 回答

学校施設は、本来学校教育の用に供されることを目的とする行政財産だが、学校施設の目的外使用については、「社会教育その他公共のため」のみに限られるわけではなく、地方自治法第238条の4第3項の規定によって、学校教育に支障のないものであるならば、許可権者たる教育委員会の自由裁量により学校施設をその目的外に使用させることができることになっており、財産の効率的活用ということから、必要に応じて、学校施設を一般住民に開放してサービスを提供することも一つの要請として考慮していかなければならない。

夏季休業中のプール開放については、当該校の児童生徒が使用することから、責任の所在が曖昧になりがちであるが、学校が計画し実施するものでない限り、それは学校の校務ではない。主催者がPTAであれば、プール開放の判断はPTAで行うべきであるし、事故等の場合の責任の所在もPTAにある（当該児童生徒を保護する立場にあった者の道義的な社会的責任が問われ、その責任が重いとき、「安全配慮義務違反」「保護監督義務違反」として法的責任が問われる。また、教職員が個人としての立場から関与している場合、その限りで過失の有無が問題となる。）。故に、雨天（雷鳴）時等における開放の判断についてもPTAの責任で行わなければならない。したがって、使用許可に際し、許可処分の附款（いわゆる条件）を明示し、同意を得ておくことが必要である。

なお、プール等学校施設の設置又は管理に瑕疵があり事故が発生した場合、設置者の地方公共団体が損害賠償責任を負う。

### 【設問20】学校事故について

学校における授業中に起こった事故（学校側に明白な過失が認められた場合）による後遺症に対する補償を保護者が求めてきた場合の対応は、どのような解決へ向けての動きになるのか。

#### ◎ 回答

学校保健安全法第27条に、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とあり、児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた

場合において適切に対処することが義務付けられている。

授業中に起こった事故による後遺症の補償については、事故の内容、程度等により、国家賠償法や独立行政法人日本スポーツ振興センター法などによる補償が考えられる。

児童生徒の学校事故が起きた場合の対処の仕方としては、各学校が作成している危機管理マニュアル等や佐賀県教育員会作成の「教育現場における安全管理の手引き」を参照されたい。